

消食表第1080号  
令和6年12月10日

各 ( 都道府県  
保健所設置市  
特別区 ) 衛生主管部(局)長 殿

消費者庁食品表示課長  
(公印省略)

### 特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について

今般、令和6年12月10日付けで健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）の一部改正を行いました。

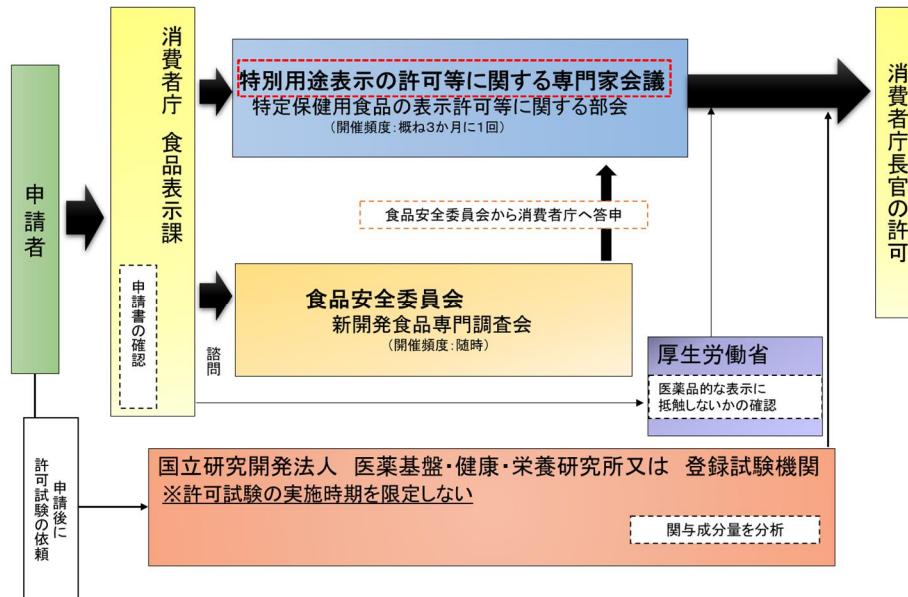
これに伴い「特定保健用食品に関する質疑応答集」（平成28年1月8日付け消食表第5号別添）について、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知方お願いします。

## 「特定保健用食品に関する質疑応答集」の一部改正について

改正後	現行（最終改正 令和6年8月30日付け消食表第761号）
<p>特定保健用食品に関する質疑応答集（平成28年1月8日消食表第5号）</p> <p>目次</p> <p>問1～問82 （略）</p> <p>《特定保健用食品について》</p> <p>問1～9 （略）</p> <p>問10 特定保健用食品の許可等に係る申請及び審査の手続はどのように行われるのか。</p> <p>特定保健用食品の表示の許可等に係る申請及び審査の手続は以下のとおりである。申請に際しては、表示許可申請書（承認申請の場合は、表示承認申請書。以下「申請書」という。）を消費者庁食品表示課宛てに提出すること。なお、書類の提出に当たっては電子メール等を利用したオンラインでの提出が可能である。申請書の作成に際しては、次長通知を参照されたい。このほか、許可等を受けようとする食品は、許可試験を受けなければならない。</p> <p>なお、特定保健用食品の審査は複数の機関が関係しており、並行審査の導入に伴って、関係機関における情報の共有がこれまで以上に求められる。したがって、申請者から提出される資料を含め、<u>「食品安全委員会及び特定保健用</u></p>	<p>特定保健用食品に関する質疑応答集（平成28年1月8日消食表第5号）</p> <p>目次</p> <p>問1～問82 （略）</p> <p>《特定保健用食品について》</p> <p>問1～9 （略）</p> <p>問10 特定保健用食品の許可等に係る申請及び審査の手続はどのように行われるのか。</p> <p>特定保健用食品の表示の許可等に係る申請及び審査の手續は以下のとおりである。申請に際しては、表示許可申請書（承認申請の場合は、表示承認申請書。以下「申請書」という。）を消費者庁食品表示課宛てに提出すること。なお、書類の提出に当たっては電子メール等を利用したオンラインでの提出が可能である。申請書の作成に際しては、次長通知を参照されたい。このほか、許可等を受けようとする食品は、許可試験を受けなければならない。</p> <p>なお、特定保健用食品の審査は複数の機関が関係しており、並行審査の導入に伴って、関係機関における情報の共有がこれまで以上に求められる。したがって、申請者から提出される資料を含め、<u>両委員会</u>において審議される資料</p>

食品の表示許可等に関する部会において審議される資料などについては、関係機関で共有されることになるので御留意いただきたい。

<表示許可手続の流れ>

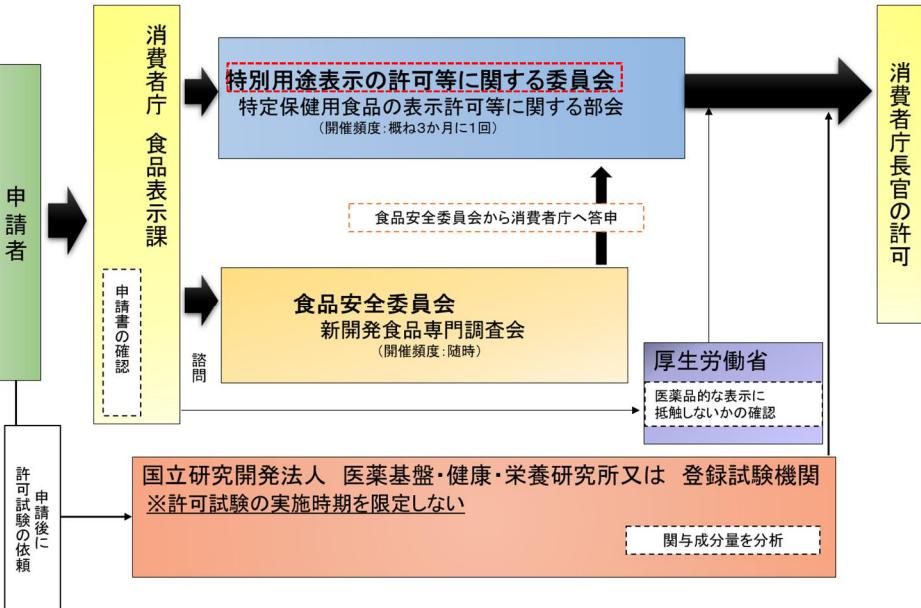


問 11～問 13 (略)

問 14 令和4年8月31日の通知改正により、表示事項に「摂取の方法」が追加されたが、どのように表示するのか。

などについては、関係機関で共有されることになるので御留意いただきたい。

<表示許可手続の流れ>



問 11～問 13 (略)

問 14 令和4年8月31日の通知改正により、表示事項に「摂取の方法」が追加されたが、どのように表示するのか。

「摂取の方法」については、これまで内閣府令第8条第1項第14号及び食品表示基準第3条第2項において表示されなければならない事項とされていたところ、今般の通知改正により、義務表示事項であることを明確にしたものである。実際の表示については、従前のとおり、以下の例のように「一日当たりの摂取目安量」の事項に併せて表示して差し支えない。

- ・お食事の際に1日1回○mlを目安にお飲みください。
- ・1日1袋を○mlの水に溶かしてお飲みください。
- ・1回に2粒を20分噛み、1日2回を目安にお召し上がりください。

問15～問82 (略)

「摂取の方法」については、これまで内閣府令第8条第1項第9号及び食品表示基準第3条第2項において表示されなければならない事項とされていたところ、今般の通知改正により、義務表示事項であることを明確にしたものである。実際の表示については、従前のとおり、以下の例のように「一日当たりの摂取目安量」の事項に併せて表示して差し支えない。

- ・お食事の際に1日1回○mlを目安にお飲みください。
- ・1日1袋を○mlの水に溶かしてお飲みください。
- ・1回に2粒を20分噛み、1日2回を目安にお召し上がりください。

問15～問82 (略)